

女性活躍推進法に基づく 公共調達に関する取組状況について

令和 2 年 7 月 1 日
内閣府男女共同参画局

公共調達における国・独立行政法人等の取組状況（平成30年度）

○ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定等取得企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）について、女性活躍推進法に基づき、国及び独立行政法人等は、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式及び企画競争）において、加点評価。



○ 法施行（H28.4.1）後、取組が格段に進捗し、国・独立行政法人等を合わせて約 1 兆8,700億円（加点評価の取組実施調達の規模）まで拡大。

○ 国の機関は、

- ・ 物品役務等の調達については、全26機関のうち15機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。
- ・ 公共工事等の調達については、全14機関のうち4機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

各機関ごとの取組実績は、
2～3頁

○ 独立行政法人等は、全175法人のうち115法人が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

【国の機関における取組の実施実績】

		平成26年度	平成29年度	平成30年度			
国	金額	10億円	約9,400億円 (25%)	約1兆2,100億円 (32%)	うち物品役務等	うち公共工事等	
	件数	36件	約8,800件 (25%)	約9,500件 (27%)	金額	約8,000億円(89%)	約4,000億円(14%)
独立行政法人等	金額	—	約3,900億円 (34%)	約6,700億円 (42%)	件数	約9,100件 (85%)	約 400件 (2%)
	件数	—	約4,800件 (48%)	約6,400件 (55%)	(注) () 内の数字は、取組対象調達に占める実施済調達の割合。四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。		
計	金額	10億円	約1兆3,400億円	約 1 兆8,700億円			
	件数	36件	約1万3,600件	約 1 万5,900件			

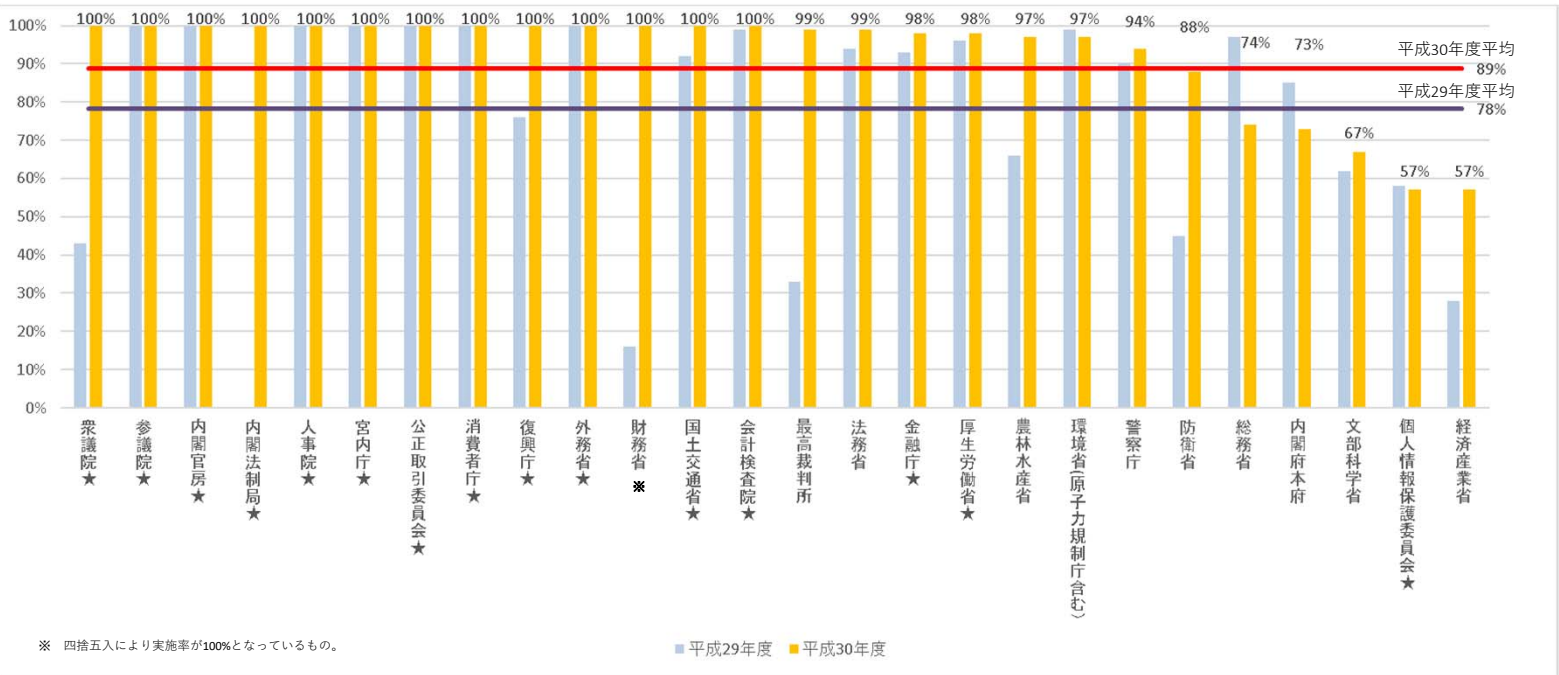
：すべての取組可能調達で取組を実施
単位：百万円、件

(1)平成30年度に、取組対象となる公共工事等の調達がない機関	物品役務等					備考
	取組対象調達の規模A1	うち取組可能調達の規模A2	うち取組実施済調達の規模B	B/A1	B/A2	
内閣官房	2,724	2,724	2,724	100%	100%	
内閣法制局	4	4	4	100%	100%	
人事院	3,645	3,645	3,645	100%	100%	
公正取引委員会	49	49	49	100%	100%	
警察庁	13,510	13,510	12,717	94%	94%	令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定
個人情報保護委員会	1,695	958	958	57%	100%	
金融庁	3,207	3,140	3,140	98%	100%	
消費者庁	3,115	3,115	3,115	100%	100%	
復興庁	2,662	2,662	2,662	100%	100%	
総務省	70,758	70,283	52,227	74%	74%	令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定
経済産業省	106,644	63,592	60,931	57%	96%	今後、全ての取組可能調達で取組を実施予定
会計検査院	229	229	229	100%	100%	

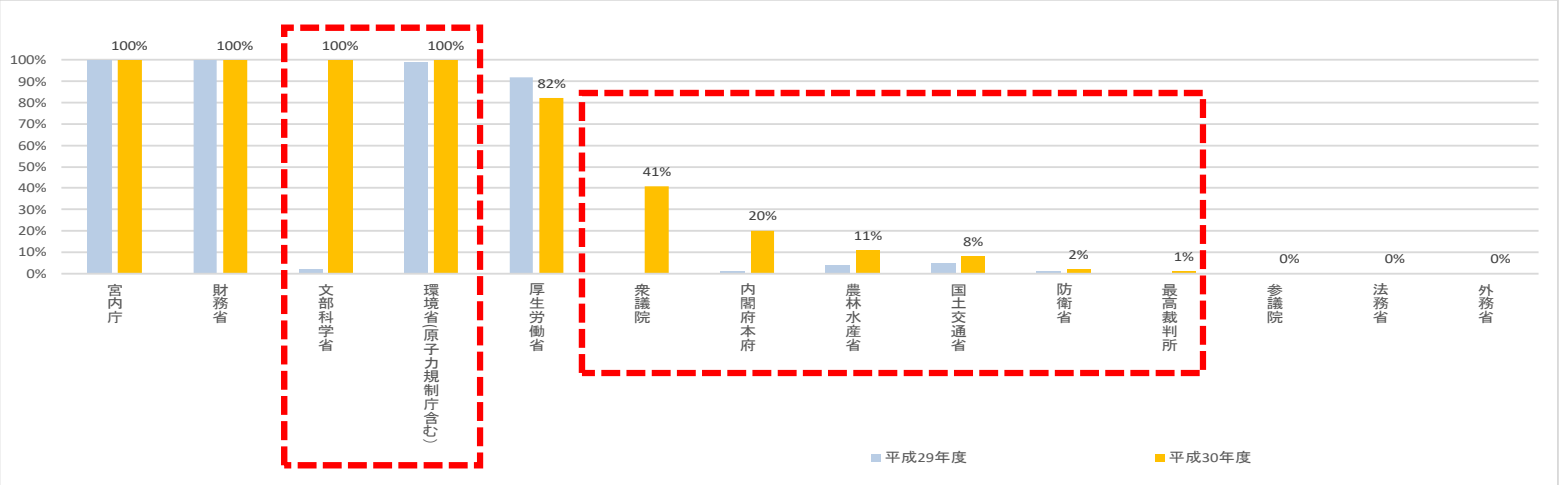
(2)上記以外	物品役務等					公共工事等			取組対象全体の規模C1+E					備考
	取組対象調達の規模C1	うち取組可能調達の規模C2	うち取組実施済調達の規模D	D/C1	D/C2	取組対象調達の規模E	うち取組実施済調達の規模F	F/E	うち取組可能調達の規模C2+E	うち取組実施済調達の規模D+F	D+F/C1+E	D+F/C2+E		
													金額	
衆議院	3,343	3,343	3,343	100%	100%	1,193	485	41%	4,536	4,536	3,827	84%	84%	公共工事：平成30年度途中からすべての取組可能調達で取組を実施
参議院	76	76	76	100%	100%	752	0	0%	828	828	76	9%	9%	公共工事：令和元年度途中からすべての取組可能調達で取組を実施
最高裁判所	751	747	741	99%	99%	17,182	157	1%	17,933	17,930	898	5%	5%	物品役務：タクシーチケット利用契約について実施を検討中 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
内閣府	24,812	24,637	18,125	73%	74%	62,303	12,634	20%	87,114	86,939	30,759	35%	35%	物品役務：関係省庁から支出委任を受けた事業が大部分であり、委任元省庁のスケジュールに沿って順次導入しているところ、一部の案件において導入方法を検討していたため未実施 公共工事：関係省庁から支出委任を受けた事業が大部分であり、委任元省庁のスケジュールに沿って順次導入中
宮内庁	8	8	8	100%	100%	14	14	100%	22	22	22	100%	100%	
法務省	61,859	61,849	61,599	99%	99%	938	0	0%	62,797	62,787	61,599	98%	98%	スケジュールに沿って順次導入中
外務省	7,070	7,070	7,070	100%	100%	27	0	0%	7,096	7,096	7,070	99%	99%	令和元年度からすべての取組可能調達で取組を実施
財務省	94,248	94,248	94,247	100%	100%	569	569	100%	94,817	94,817	94,816	100%	100%	物品役務：令和元年度からすべての取組可能調達で取組を実施
文部科学省	48,225	32,406	32,370	67%	99%	164	164	100%	48,389	32,570	32,534	67%	99%	物品役務：令和元年度からすべての取組可能調達で取組を実施
厚生労働省	131,038	128,600	128,600	98%	100%	3,357	2,738	82%	134,395	131,957	131,338	98%	99%	公共工事：平成30年度に実施した新営工事等において、一部取組が未実施
農林水産省	73,802	73,802	71,937	97%	97%	163,431	18,097	11%	237,233	237,233	90,034	38%	38%	物品役務：令和元年度からすべての取組可能調達で取組を実施 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
国土交通省	93,445	93,445	93,445	100%	100%	2,129,147	179,370	8%	2,222,592	2,222,592	272,815	12%	12%	公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
環境省	119,026	115,177	115,132	97%	100%	185,382	185,382	100%	304,408	300,559	300,514	99%	100%	物品役務：令和元年度からすべての取組可能調達で取組を実施
(原子力規制庁を含む)	699	644	643	92%	99%	97	97	100%	796	741	740	93%	99%	
防衛省	37,782	37,759	33,162	88%	88%	283,244	4,994	2%	321,026	321,003	38,157	12%	12%	物品役務：令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
(3)国の機関全体	903,724	837,075	802,254	89%	96%	2,847,703	404,604	14%	3,751,427	3,684,778	1,206,858	32%	33%	
(1)+(2)	10,804	9,747	9,136	85%	94%	23,855	375	2%	34,659	33,602	9,511	27%	28%	

※ 取組対象調達：競争契約のうち総合評価落札方式による調達及び随意契約のうち企画競争方式による調達（環境配慮契約法に基づく自動車の購入・賃貸を除く。）
 ※ 取組可能調達：取組対象調達から「取組開始前の長期継続契約に係る調達」及び「個人又は地方公共団体のみを対象とする調達」を除いたもの
 ※ 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。
 ※ 「物品役務等」とは、取組対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

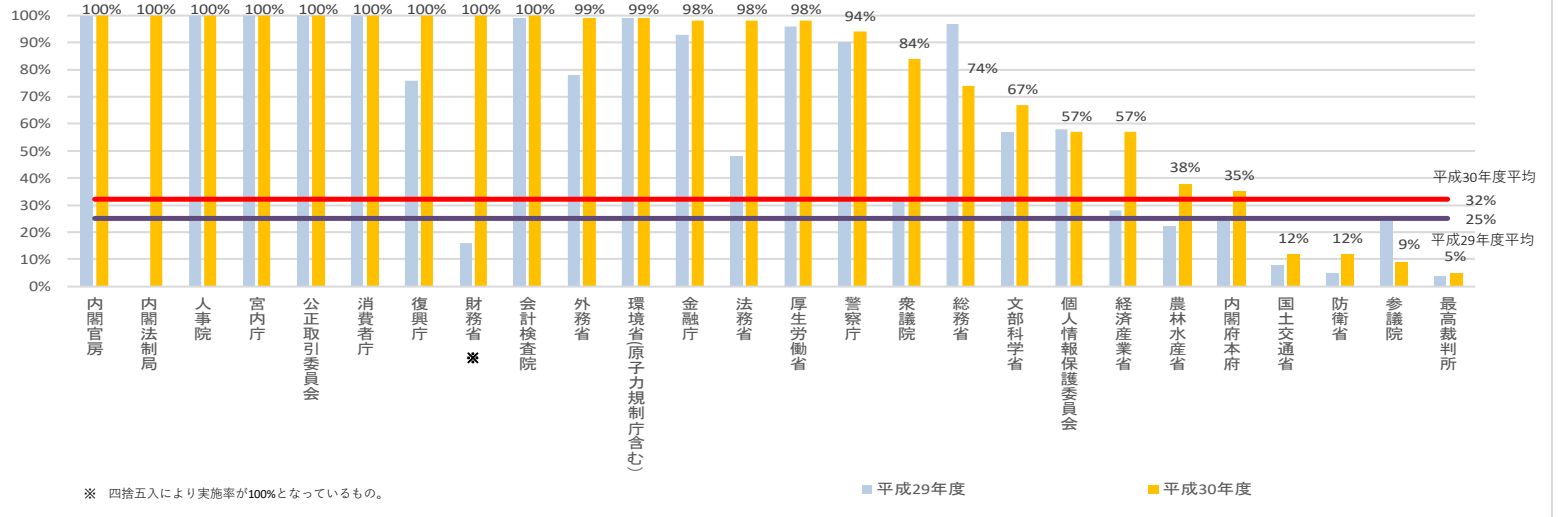
1 物品役務等
 ・26機関中15機関（★印を付した機関）が、平成30年度にすべての取組可能調達において取組を実施。



2 公共工事等
 ・14機関中8機関（赤枠で囲った機関）において、平成30年度の実施率が平成29年度より上昇。



3 物品役務等 + 公共工事等



○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 略

○ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部）（抜粋）

第2 公共調達 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 （1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

○ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領

（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）（抜粋）

第1 公共調達 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 （1）取組の対象範囲

取組指針第2の1の（1）に定める「価格以外の要素を評価する調達」は、総合評価落札方式又は企画競争（以下「総合評価落札方式等」という。）による調達とし、これらを対象として取組を行うものとする（ただし、（・・・CO₂排出削減に配慮した自動車調達契約など）個別の調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じるものを除く。）。

※総合評価落札方式

一般競争入札のうち、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式

※企画競争方式

随意契約のうち、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式